

「振替決済口座管理約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 3 条 (省 略) <u>(共通番号の届出)</u></p> <p>第 3 条の 2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 <u>(以下「番号法」といいます。)</u> その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号(番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 1 5 項に規定する法人番号。以下同じ。)</u> の通知を受けたとき<u>その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p>第 5 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ (削 除)</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>第 8 条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、<u>次に定める場合を除き</u>、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの (削 除)</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (省 略) (新 設)</p> <p>第 4 条 (省 略)</p> <p>第 5 条 「総合取引申込書」に捺印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p>第 6 条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③ 振込国債の償還期日又は利子支払期日の 3 営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</p> <p>第 7 条 (省 略)</p> <p>第 8 条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離適格振込国債について、<u>次の各号に定める場合を除き</u>、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② <u>当該分離適格振込国債の償還期日又は利子</u></p>

2 (省 略)

第9条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの

(削 除)

2～3 (省 略)

第14条 印章を失ったとき又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うことがあります。

2～3 (省 略)

第15条～第20条 (省 略)

(附則)

この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。

支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。

2 (省 略)

第9条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録がされている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの

② 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの

2～3 (省 略)

第14条 印章を失ったとき又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。

2～3 (省 略)

第15条～第20条 (省 略)

以 上